別表Ⅱ 診療行為名称等の略号一覧(歯科)

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
1	A000	初診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	初診 「時間外」の文字の上※
2	A000	特別の関係にある施設等に入院又は入所している患者に対して歯科訪問診療を行った場合	訪問(特別)	「摘要」欄
3	A002	再診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	再診 「時間外」の文字の上※
4	A002	特別の関係にある施設等に入院又は入所している患者に対して歯科訪問診療を行った場合	訪問(特別)	「摘要」欄
5	B000-5	周術期等口腔機能管理計画策定料を算定した場合	周計	管理・リハ 「その他」欄
6	B000-6	周術期等口腔機能管理料(I)の手術前	周前(I)	管理・リハ 「その他」欄
7	B000-6	周術期等口腔機能管理料(I)の手術後	周後(I)	管理・リハ 「その他」欄
8	B000-7	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)の手術前	周前(Ⅱ)	管理・リハ 「その他」欄
9	B000-7	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)の手術後	周後(Ⅱ)	管理・リハ 「その他」欄
10	B000-8	周術期等口腔機能管理料(皿)	周(皿)	管理・リハ 「その他」欄
11	B002	歯科特定疾患療養管理料を算定した場合	特疾管	全体 「その他」欄
12	B002	歯科特定疾患療養管理料に係る共同療養指導計画加算を算定した場合	共計	全体 「その他」欄
13	B003	特定薬剤治療管理料を算定した場合	薬	全体 「その他」欄
14	B004	悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した場合	悪	全体 「その他」欄
15	B004-2	手術前医学管理料を算定した場合	手前	全体 「その他」欄
16	B004-3	手術後医学管理料を算定した場合	手後	全体 「その他」欄
17	B004-6-2	歯科治療総時医療管理料を算定した場合	医管	管理・リハ 「その他」欄
18	B005	開放型病院共同指導料(I)を算定した場合	開I	全体 「その他」欄
19	B006	開放型病院共同指導料(II)を算定した場合	開Ⅱ	全体 「その他」欄
20	B006-3-4	療養・就労両立支援指導料を算定した場合	就労	全体 「その他」欄
21	B007	退院前訪問指導料を算定した場合	退前	全体 「その他」欄
22	B008	薬剤管理指導料「1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管1	全体 「その他」欄
23	B008	薬剤管理指導料「2 1の患者以外の患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管2	全体 「その他」欄
24	B008	薬剤管理指導料に係る麻薬管理指導加算を算定した場合	麻加	全体 「その他」欄
25	B008-2	薬剤総合評価調整管理料を算定した場合	薬総評管	全体 「その他」欄
26	B009	診療情報提供料(I)を算定した場合	情Ⅰ	全体 「その他」欄
27	B009	診療情報提供料(I)に係る退院患者の紹介の加算を算定した場合	情 I 加1	全体 「その他」欄
28	B009	診療情報提供料(I)の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算(区分B009 注6)を算定した場合	情 I 加2	全体「その他」欄
29	В009	診療情報提供料(I)の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算(区分B009 注7)を算定した場合	情 I 加3	全体「その他」欄
30	B009	診療情報提供料(I)に係る検査・画像情報提供加算の「イ退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情 I 加4イ	全体「その他」欄
31	В009	診療情報提供料(I)に係る検査・画像情報提供加算の「ロ 入院中の患者以外の患者について、 必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情 I 加4口	全体「その他」欄
32	B009-2	電子的診療情報評価料を算定した場合	電診情評	全体 「その他」欄
33	B010	診療情報提供料(II)を算定した場合	情Ⅱ	全体 「その他」欄
34	B011	診療情報連携共有料	情供	全体「その他」欄
٠.				

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
36	B013-3	広範囲顎骨支持型補綴物管理料を算定した場合	特イ管	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
37	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療1を算定した場合	歯訪1	全体 「その他」欄
38	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療2を算定した場合	歯訪2	全体 「その他」欄
39	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療3を算定した場合	歯訪3	全体 「その他」欄
40	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(イの(1)同一建物居住者以外の場合)を算定した場合	訪補助イ(1)	全体 「その他」欄
41	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(イの(2)同一建物居住者の場合)を算定した場合	訪補助イ(2)	全体 「その他」欄
42	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(口の(1)同一建物居住者以外の場合)を算定した場合	訪補助口(1)	全体 「その他」欄
43	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(ロの(2)同一建物居住者の場合)を算定した場合	訪補助口(2)	全体 「その他」欄
44	C000	区分番号C000の注13に規定する歯科訪問診療料「イ 初診時」を算定した場合	歯訪診(初)	全体 「その他」欄
45	C000	区分番号C000の注13に規定する歯科訪問診療料「ロ 再診時」を算定した場合	歯訪診(再)	全体 「その他」欄
46	C000	歯科訪問診療に係る在宅歯科医療推進加算を算定した場合	在推進	全体 「その他」欄
47	C000	歯科訪問診療に係る歯科訪問診療移行加算を算定した場合	訪移行	全体 「その他」欄
48	C000	特別の関係にある施設等に入院又は入所している患者に対して歯科訪問診療を行った場合	訪問(特別)	「摘要」欄
49	C000	歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して歯科訪問診療を行い、周 術期等口腔機能管理及び周術期等口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合	周術期等連携	「摘要」欄
50	C000	同一の患家において2人以上の患者を診察(診療時間が20分以上の場合に限る。)し、患者の1人 に対して歯科訪問診療1を算定する場合	同一世帯(1)	「摘要」欄
51	C001	訪問歯科衛生指導料(1 単一建物診療患者が1人の場合)を算定した場合	訪衛指1	全体 「その他」欄
52	C001	訪問歯科衛生指導料(2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合)を算定した場合	訪衛指2	全体 「その他」欄
53	C001	訪問歯科衛生指導料(3 1及び2以外の場合)を算定した場合	訪衛指3	全体 「その他」欄
54	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料を算定した場合	歯在管	全体 「その他」欄
55	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る文書提供加算を算定した場合	文	全体 「その他」欄
56	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅総合医療加算を算定した場合	歯総管	全体 「その他」欄
57	C001-3 C001-5	歯科疾患在宅療養管理料又は在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る栄養サポートチーム連携加算1を算定した場合	NST1	全体 「その他」欄
58	C001-3 C001-5	歯科疾患在宅療養管理料又は在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る栄養サポートチーム連携加算2を算定した場合	NST2	全体「その他」欄
59	C001-4-2	在宅患者歯科治療時医療管理料を算定した場合	在歯管	全体 「その他」欄
60	C001-5	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	訪問口腔リハ	全体「その他」欄
61	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係るかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算を算定した場合	か強診	全体「その他」欄
62	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算1を算定した場合	歯援診1	全体 「その他」欄
63	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算2を算定した場合	歯援診2	全体「その他」欄
64	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	小訪問口腔リハ	全体 「その他」欄
65	C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した場合	訪問薬剤	全体 「その他」欄
66	C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る麻薬加算を算定した場合	麻	全体「その他」欄
67	C004	退院前在宅療養指導管理料を算定した場合	前	全体「その他」欄
68	C005	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料を算定した場合	在悪	全体「その他」欄
69	D010	歯冠補綴時色調採得検査を算定した場合	色調	「摘要」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
70	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「イ下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能1イ(前)	X線・検査 「その他」欄
71	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定 した場合	咀嚼機能1口(前)	X線・検査 「その他」欄
72	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「イ下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1イ(後)	X線・検査 「その他」欄
73	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1口(後)	X線・検査 「その他」欄
74	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「イ下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着 日より前に算定した場合	咀嚼機能2イ(前)	X線・検査 「その他」欄
75	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能2口(前)	X線·検査 「その他」欄
76	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「イ下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着 日より後に算定した場合	咀嚼機能2イ(後)	X線・検査 「その他」欄
77	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能2口(後)	X線・検査 「その他」欄
78	D011-2	咀嚼能力検査を算定した場合	咀嚼	X線・検査 「その他」欄
79	D011-3	咬合圧検査を算定した場合	咬合圧	X線・検査 「その他」欄
80	D012	舌圧検査を算定した場合	舌圧	X線・検査 「その他」欄
81	D013	精密触覚機能検査を算定した場合	精密触覚	X線・検査 「その他」欄
82	第4部通則4	画像診断において時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合	緊画	X線・検査 「その他」欄
83	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「イ歯科エックス線撮影」を算定した場合	電	X線・検査 「その他」欄
84	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ロ 歯科パノラマ断層撮影」を算定した場合	パ電	X線・検査 「その他」欄
85	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ハ 歯科用3次元エックス線断層撮影」を算定した場合	CT電	X線・検査 「その他」欄
86	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ニ その他」を算定した場合	他電	X線・検査 「その他 I欄
87	第4部通則6	区分番号E000(1のイ及び3に係るものを除く。)及びE200について歯科画像診断管理加算1を 算定した場合	画診加1	X線・検査 「その他」欄
88	第4部通則7	区分番号E000(3に係るものに限る。)又は医科点数表の区分番号E203について歯科画像診断管理加算2を算定した場合	画診加2	X線・検査 「その他」欄
89	第4部通則8 第4部通則9	遠隔画像診断を行った場合	遠画診	X線・検査 「その他」欄
90	E100	歯科エックス線撮影の全顎撮影(デジタル撮影)を算定した場合	全デジ	X線・検査 「その他 I欄
91	E100	歯科エックス線撮影の全顎撮影以外(デジタル撮影)を算定した場合	単デジ	X線・検査 「その他」欄
92	E100	歯科パノラマ断層撮影(デジタル撮影)を算定した場合	パデジ	X線・検査 「その他」欄
93	E100	歯科用3次元エックス線断層撮影を算定した場合	歯CT	X線・検査 「その他」欄
94	E200	基本的エックス線診断料を算定した場合	基工	X線・検査 「その他」欄
95	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算1を算定した場合	外後使1	全体「その他」欄
96	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算2を算定した場合	外後使2	全体「その他」欄
97	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算3を算定した場合	外後使3	全体「その他」欄
98	F100 F400	処方料及び処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日 以上の場合	特処長	全体「その他」欄
99	F100 F400	処方料及び処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日 未満の場合	特処	全体 「その他」欄
100	F200	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬品を投与した場合	薬評	「摘要」欄
101	F200	常態として内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を点数の合計の100分の90に相当する点数で算定した場合	減	 「摘要」欄 薬剤名の前
102	F400	7種類以上の内服薬の投薬に係る処方せんを発行した場合	処方せん	乗削石の削 投薬・注射 余白
103	F400	処方せん料に係る一般名処方加算1を算定した場合	一般名処方加算1	全体「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
104	F400	処方せん料に係る一般名処方加算2を算定した場合	一般名処方加算2	全体 「その他」欄
105	F500	調剤技術基本料を算定した場合	調基	全体 「その他」欄
106	F500	調剤技術基本料に係る院内製剤加算を算定した場合	院	全体「その他」欄
107	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算1の外来化学療法加算Aを算定した場合	化1A	「摘要」欄
108	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算1の外来化学療法加算Bを算定した場合	化1B	「摘要」欄
109	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算2の外来化学療法加算Aを算定した場合	化2A	「摘要」欄
110	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算2の外来化学療法加算Bを算定した場合	化2B	「摘要」欄
111	G004 G005	点滴注射及び中心静脈注射に係る血漿成分製剤加算を算定した場合	血漿	「摘要」欄
112	G020	無菌製剤処理料1を算定した場合	菌1	「摘要」欄
113	G020	無菌製剤処理料2を算定した場合	菌2	「摘要」欄
114	G020	無菌製剤処理料1の「イ閉鎖式接続器具を使用した場合」を算定した場合	菌1器具	「摘要」欄
115	н -	「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合	リハ選	「摘要」欄
116	H001-2	歯科口腔リハビリテーション料1「2 舌接触補助床の場合」を算定した場合	歯リハ1(2)	全体「その他」欄
117	H001-2	歯科口腔リハビリテーション料1「3 その他の場合」を算定した場合	歯リハ1(3)	全体 「その他」欄
118	I004	失活歯髄切断を算定した場合	失切	処置・手術 「その他」欄
119	I005	歯髄温存療法を行った日から起算して3月以内に抜髄を行った場合	抜温	処置・手術 「その他」欄
120	1005	直接歯髄保護処置を行った日から起算して1月以内に抜髄を行った場合	抜直	処置・手術 「その他」欄
121	I005 I008	抜髄及び根管充填を同時に行った場合	抜髄即充	処置・手術 「その他」欄
122	I006 I008	感染根管処置及び根管充填を同時に行った場合	感根即充	処置・手術 「その他」欄
123	1006	抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的として根管拡大を行った場合	消炎拡大	処置・手術 「その他」欄
124	1007	抜歯を前提とした消炎のための根管貼薬処置を行った場合	根貼	処置・手術 「その他」欄
125	I010	糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングと並行して歯周疾患処置を行う場 合	P処(糖)	「摘要」欄
126	I017	口腔内装置1を算定した場合	OAp1	処置・手術 「その他」欄
127	I017	口腔内装置2を算定した場合	OAp2	処置・手術 「その他」欄
128	I017	口腔内装置3を算定した場合	OAp3	処置・手術 「その他」欄
129	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置すを算定した場合	OSAS-OAp1	処置・手術 「その他」欄
130	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2を算定した場合	OSAS-OAp2	処置・手術 「その他」欄
131	I017-1-3	舌接触補助床を製作又は旧義歯を用いた場合	PAP	処置・手術 「その他」欄
132	I017-1-4	術後即時顎補綴装置を製作した場合	術後即時顎補綴装置	処置・手術 「その他」欄
133	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「イ 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合」を算定した場合	OAp調(イ)	処置・手術 「その他」欄
134	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合」を算定した場合	OAp調(口)	処置・手術 「その他」欄
135	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ハ イ及びロ以外の場合」を算定した場合	OAp調(ハ)	処置・手術 「その他」欄
136	I017-2	口腔内装置調整・修理の「2 口腔内装置修理」を算定した場合	OAp修	処置・手術 「その他」欄
137	I029	周術期等口腔機能管理料(I)又は(II)を算定した患者に対して術前に周術期等専門的口腔衛生 処置1を行った場合	術口衛(前)	処置・手術 「その他」欄
138	I029	周術期等口腔機能管理料(I)又は(I)を算定した患者に対して術後に周術期等専門的口腔衛生 処置1を行った場合	術口衛(後)	処置・手術 「その他」欄
139	I029	周術期等口腔機能管理料(皿)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛(Ⅲ)	処置・手術「その他」欄
140	I029	日 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置2を行った場合	術口衛2	処置・手術 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
141	1029-2	在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した場合	在口衛	処置・手術 「その他」欄
142	1029-3	口腔粘膜処置を算定した場合	口処	処置・手術 「その他」欄
143	第9部通則10	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症患者に対し、医科点数表の区分番号L008、L002 又はL004を伴う手術を算定した場合	感	処置・手術 「その他」欄
144	J004	歯根端切除手術「2 歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合」を算 定した場合	根切顕微	処置・手術 「その他」欄
145	J053 J087 J087-2	区分番号J053(2及び3)、J087及びJ087-2において内視鏡下加算を算定した場合	内	処置・手術 「その他」欄
146	J109	広範囲顎骨支持型装置埋入手術を算定した場合	特イ術	処置・手術 「その他」欄
147	J110	広範囲顎骨支持型装置掻爬術を算定した場合	特イ掻	処置・手術 「その他」欄
148	J200-4-2	レーザー機器加算	レーザー機器加算	処置・手術 「その他」欄
149	K002	吸入鎮静法を算定した場合	IS	麻酔 「その他」欄
150	K003	静脈内鎮静法を算定した場合	静鎮	麻酔 「その他」欄
151	M000-3	広範囲顎骨支持型補綴診断料を算定した場合	特イ診	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
152	M002	支台築造「1 間接法」「ロ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー(間)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
153	M002	支台築造「2 直接法」「イ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー(直)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
154	M005	脱離した歯冠修復物の再装着を算定した場合	再装	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
155	M005	脱離又は修理したブリッジを再装着した場合	Br再装	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
156	M010 M017	歯科鋳造用14カラット金合金を用いた金属歯冠修復を算定した場合	14K	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
157	M015	レジンインレーを算定した場合	RIn	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
158	M016-2	小児保険装置を算定した場合	保隙	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
159	M017-2	高強度硬質レジンブリッジを算定した場合	HRBr	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
160	M021-2	コンビネーション鉤を算定した場合	コンビCI	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
161	M025-2	広範囲顎骨支持型補綴を算定した場合	特イ補	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
162	M029	有床義歯修理において歯科技工加算2を算定した場合	歯技工2	「摘要」欄
163	M030	軟質材料を用いた有床義歯内面適合法を算定した場合	床適合(軟)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
164	M041	広範囲顎骨支持型補綴物修理を算定した場合	特イ修	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
165	_	都道府県知事が厚生労働大臣の承認を得て別に療養担当手当を定めた場合の療養担当手当を 算定した場合	療担手当	全体 「その他」欄
166	_	患者が要介護者又は要支援者の場合に、介護保険に相当するサービスのある診療を行った場合	介	「摘要」欄
				•